

寒川町選挙管理委員会告示第4号

令和7年2月9日執行の寒川町議会議員選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により選挙会場において選挙会の事務と併せて行う。

令和7年1月7日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光